



# 島根県報

平成19年 5月15日 (火)  
第 1,879 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

|  |               |    |
|--|---------------|----|
| 平成19年度第2次自衛官募集                         | (消 防 防 災 課)   | 1  |
| 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定            | (障 害 者 福 祉 課) | 2  |
| 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更         | ( " )         | 2  |
| 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更        | ( " )         | 3  |
| 土地改良区の役員の就任及び退任(4件)                    | (農 村 整 備 課)   | 3  |
| 保安林予定森林                                | (森 林 整 備 課)   | 7  |
| 漁業災害補償法の規定に基づく同意                       | (水 産 課)       | 8  |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(2件) | (経 営 支 援 課)   | 9  |
| 地籍調査の成果の認証                             | (用 地 対 策 課)   | 11 |
| 浸水想定区域の指定(3件)                          | (河 川 課)       | 11 |
| <b>公 告</b>                             |               |    |
| 平成19年度危険物取扱者保安講習の実施                    | (消 防 防 災 課)   | 12 |
| <b>教 委 公 告</b>                         |               |    |
| 島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施                  | (義 務 教 育 課)   | 14 |
| <b>雑 報</b>                             |               |    |
| 平成19年度消防設備士試験の実施                       | (消 防 防 災 課)   | 19 |
| <b>正 誤</b>                             |               |    |
| 平成19年 4月24日付け島根県報第1,873号中              | (森 林 整 備 課)   | 20 |

## 告 示

### 島根県告示第417号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成19年度第2次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

- 1 採用する自衛官  
男性のみ 2等陸士・2等海士・2等空士 若干名
- 2 募集期間  
平成19年 5月15日(火)から平成19年 6月 6日(水)まで
- 3 試験期日  
平成19年 6月 9日(土)
- 4 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町1142 - 1 (電話0853(21)1045)

陸上自衛隊出雲駐屯地

5 採用予定

平成19年7月下旬又は8月下旬

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男性

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)

イ 口述試験

ウ 適性試験

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部(松江市学園1丁目1-14 電話0852(21)0015)に連絡すること。

島根県告示第418号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成19年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関    |                          | 自立支援医療の種類 | 指定年月日     |
|---------------|--------------------------|-----------|-----------|
| 名 称           | 所 在 地                    |           |           |
| 心療内科漢方松江クリニック | 松江市学園1丁目7-35 アパルトマンのつ306 | 精神通院医療    | 平成19年5月1日 |
| 田井診療所         | 雲南市吉田町深野71-2             | 精神通院医療    | 平成19年5月1日 |

島根県告示第419号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成19年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関       |              | 自立支援医療の種類     | 変 更 年月日                |               |
|------------------|--------------|---------------|------------------------|---------------|
| 名 称              |              |               |                        | 所 在 地         |
| 変 更 前            | 変 更 後        |               |                        |               |
| 有限会社調剤薬局津田       | 調剤薬局津田       | 益田市津田町1268-10 | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 平成19年<br>1月9日 |
| 東部島根心身障害医療福祉センター | 東部島根医療福祉センター | 松江市東生馬町15-1   | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 平成19年<br>4月1日 |

|                  |              |            |                        |               |
|------------------|--------------|------------|------------------------|---------------|
| 西部島根心身障害医療福祉センター | 西部島根医療福祉センター | 江津市渡津町1926 | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 平成19年<br>4月1日 |
|------------------|--------------|------------|------------------------|---------------|

島根県告示第420号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 |                        |                | 自立支援医療<br>の種類 | 変 更<br>年月日    |
|---------------------|------------------------|----------------|---------------|---------------|
| 名 称                 | 所 在 地                  |                |               |               |
|                     | 変 更 前                  | 変 更 後          |               |               |
| 青葉クリニック             | 松江市朝日町452-1あ<br>おとビル1階 | 松江市上乃木一丁目2番13号 | 精神通院医療        | 平成19年<br>3月1日 |

島根県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田中央土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 西尾 淳三 出雲市万田町628番地 2
- 遠藤 正 出雲市本庄町759番地
- 福田 清一 出雲市園町1429番地
- 黒崎 義一 出雲市口宇賀町450番地 1
- 細木 範幸 出雲市口宇賀町480番地
- 三島 敏男 出雲市上岡田町509番地
- 福田 賢治 出雲市野石谷町145番地
- 長岡 義郎 出雲市岡田町458番地
- 坂本 武 出雲市平田町5309番地
- 金山 忠 出雲市平田町251番地
- 黒崎 行雄 出雲市平田町4607番地
- 伊藤 栄 出雲市東福町657番地
- 原 秀夫 出雲市多久谷町525番地
- 金折 正勲 出雲市多久谷町1357番地
- 土江 達雄 出雲市久多見町236番地

監事

- 三島 眞治 出雲市久多見町97番地

西村 和人 出雲市平田町7259番地  
荒木 国夫 出雲市奥宇賀町453番地 1

2 就任年月日

平成19年3月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

河原 明 出雲市平田町2484番地  
高野 清 出雲市平田町13番地  
大森 茂男 出雲市園町268番地 1  
吾郷 国樹 出雲市多久町758番地  
三島 敏男 出雲市上岡田町509番地  
福田 賢治 出雲市野石谷町145番地  
西尾 淳三 出雲市万田町628番地 2  
遠藤 正 出雲市本庄町759番地  
恩村 弘 出雲市口宇賀町317番地  
黒崎 義一 出雲市口宇賀町450番地 1  
黒崎 行雄 出雲市平田町4607番地  
田中 利明 出雲市多久谷町88番地  
土江 肇 出雲市東福町822番地  
福田 治夫 出雲市東福町109番地  
土江 達雄 出雲市久多見町236番地

監事

落合 義隆 出雲市平田町5177番地  
来海 正和 出雲市多久町389番地  
荒木 国夫 出雲市奥宇賀町453番地 1

---

島根県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

浜田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

三明多佳志 浜田市久代町601番地  
近重 良治 浜田市下有福町371番地の1

2 就任年月日

平成19年3月20日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

佐々木 博 浜田市下有福町213番地

## 島根県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 大田市三瓶土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

原田 忠芳 大田市三瓶町池田2021番地  
俵 保夫 大田市三瓶町志学口281 - 2番地  
小丸 幸男 大田市三瓶町志学口357番地  
石田 光男 大田市三瓶町志学口495番地  
大草 源司 大田市三瓶町志学口418番地  
藤井 好文 大田市三瓶町志学口862 - 4番地  
三谷 光 大田市三瓶町志学口316番地  
大國 幸生 大田市山口町山口334 - 1番地  
川上 博美 大田市三瓶町多根イ334 - 1番地  
米原 行男 大田市山口町山口259番地  
須藤 光行 大田市山口町山口322番地  
大國 武 大田市山口町山口292番地  
林 一敏 大田市三瓶町多根イ449番地  
古志 雅哉 大田市山口町山口429番地  
杉本 弘 大田市三瓶町多根イ674番地  
三浦 英範 大田市山口町山口589 - 2番地  
小谷 正美 大田市三瓶町池田155番地  
前坂 定美 大田市三瓶町池田239番地  
柳浦 好則 大田市三瓶町池田199番地  
松尾 操 大田市三瓶町池田321番地  
宮脇 久喜 大田市三瓶町池田709 - 1番地  
市 俊治 大田市三瓶町池田3272 - 2番地  
湯浅 英行 大田市三瓶町池田219 - 5番地  
松本 一人 大田市三瓶町池田1963番地  
大谷 積 大田市三瓶町池田747番地

## 監事

田中 貢 大田市三瓶町志学口400番地  
児玉 賢次 大田市三瓶町志学口394 - 1番地  
織田 一夫 大田市三瓶町多根イ276 - 10番地  
大谷 正幸 大田市三瓶町多根958 - 3番地  
藤原 眞章 大田市三瓶町池田2200 - 4番地  
和田 幸徳 大田市三瓶町池田1628番地

## 2 就任年月日

平成19年3月31日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 原田 忠芳 大田市三瓶町池田2021番地
- 俵 保夫 大田市三瓶町志学口281 - 2 番地
- 小丸 幸男 大田市三瓶町志学口357番地
- 石田 光男 大田市三瓶町志学口495番地
- 大草 源司 大田市三瓶町志学口418番地
- 藤井 好文 大田市三瓶町志学口862 - 4 番地
- 三谷 光 大田市三瓶町志学口316番地
- 大國 幸生 大田市山口町山口334 - 1 番地
- 川上 博美 大田市三瓶町多根イ334 - 1 番地
- 米原 行男 大田市山口町山口259番地
- 須藤 光行 大田市山口町山口322番地
- 大國 武 大田市山口町山口292番地
- 古志 雅哉 大田市山口町山口429番地
- 杉本 弘 大田市三瓶町多根イ674番地
- 三浦 英範 大田市山口町山口589 - 2 番地
- 小谷 正美 大田市三瓶町池田155番地
- 前坂 定美 大田市三瓶町池田239番地
- 柳浦 好則 大田市三瓶町池田199番地
- 松尾 操 大田市三瓶町池田321番地
- 宮脇 久喜 大田市三瓶町池田709 - 1 番地
- 市 俊治 大田市三瓶町池田3272 - 2 番地
- 湯浅 英行 大田市三瓶町池田219 - 5 番地
- 松本 一人 大田市三瓶町池田1963番地
- 大谷 積 大田市三瓶町池田747番地

監事

- 田中 貢 大田市三瓶町志学口400番地
- 児玉 賢次 大田市三瓶町志学口394 - 1 番地
- 織田 一夫 大田市三瓶町多根イ276 - 10番地
- 大谷 正幸 大田市三瓶町多根958 - 3 番地
- 藤原 眞章 大田市三瓶町池田2200 - 4 番地
- 和田 幸徳 大田市三瓶町池田1628番地

島根県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邇摩郡温泉津町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

川村 昇 大田市温泉津町福田口11番地  
落合 政顕 大田市温泉津町福田八23番地  
重田 和緒 大田市温泉津町井田イ293番地  
木原 茂信 大田市温泉津町井田イ670番地  
前原 繁一 大田市温泉津町井田口246番地 2  
木村 勉 大田市温泉津町太田608番地 1  
重田 昭三 大田市温泉津町太田720番地 1  
森川 繁実 大田市温泉津町井田八47番地  
三島 富夫 大田市温泉津町福田イ187番地  
原 和孝 大田市温泉津町福田イ 4 番地  
熊谷 明 大田市温泉津町荻村62番地  
笠井 正助 大田市温泉津町荻村250番地甲

## 監事

田才 茂信 大田市温泉津町荻村582番地  
二ツ城康夫 大田市温泉津町福田口23番地 1  
瀧尻 美之 大田市温泉津町井田イ451番地 2

## 2 就任年月日

平成19年 3月29日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

川村 昇 大田市温泉津町福田口11番地  
落合 政顕 大田市温泉津町福田八23番地  
重田 和緒 大田市温泉津町井田イ293番地  
木原 茂信 大田市温泉津町井田イ670番地  
迫田 明弘 大田市温泉津町井田口214番地  
山口 恭平 大田市温泉津町太田796番地  
重田 昭三 大田市温泉津町太田720番地 1  
青木 真澄 大田市温泉津町井田八299番地  
三島 富夫 大田市温泉津町福田イ187番地  
原 和孝 大田市温泉津町福田イ 4 番地  
渡邊 正純 大田市温泉津町荻村146番地  
笠井 正助 大田市温泉津町荻村250番地甲

## 監事

瀧尻 美之 大田市温泉津町井田イ451番地 2  
田才 茂信 大田市温泉津町荻村582番地  
二ツ城康夫 大田市温泉津町福田口23番地 1

## 島根県告示第425号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡邑南町市木5732 - 2、5735、5735 - 1、5736から5738まで、5741、5742、5742 - 1 から5742 - 3 まで
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第426号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 加入区の名称  
大社町・湖陵町・多伎町加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分の欄の2に掲げる漁業の区分
- 2 (1) 加入区の名称  
大社町・湖陵町・多伎町加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分の欄の5に掲げる漁業の区分
- 3 (1) 加入区の名称  
浜田市加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の6に掲げる漁業の区分
- 4 (1) 加入区の名称  
浜田市加入区

- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の 9 に掲げる漁業の区分
- 5 (1) 加入区の名称  
浜田市加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の15に掲げる漁業の区分
- 6 (1) 加入区の名称  
大田市加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 7 の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分
- 7 (1) 加入区の名称  
大田市加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 7 の項漁業の区分の欄の 2 に掲げる漁業の区分
- 8 (1) 加入区の名称  
五十猛加入区
- (2) 加入区の区域  
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、五十猛出張所の地区の区域
- (3) 漁業の区分  
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 9 の項漁業の区分の欄の 1 に掲げる漁業の区分

#### 島根県告示第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヒマラヤ 松江店 島根県松江市東朝日町35
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
株式会社 ユニコン 代表取締役社長 山田 良治 島根県松江市東朝日町29
- (3) 変更した事項
  - ア 大規模小売店舗の店舗名称  
(変更前) ユニコンホームセンター  
(変更後) ヒマラヤ 松江店
  - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所ならびに代表者の氏名  
(変更前) 株式会社 ユニコン 代表取締役社長 山田 良治 島根県松江市東朝日町29  
(変更後) 株式会社 ヒマラヤ 取締役社長 小森 裕作 岐阜県岐阜市江添1丁目1-1
- (4) 変更の年月日  
平成19年 5月25日

2 届出年月日  
平成19年 5月 1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所  
松江市産業経済部商工課(島根県松江市末次町86)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課
- (2) 意見書に記載すべき事項
  - ア 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
  - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第428号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニコンホームセンター 島根県松江市東朝日町35
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
株式会社 ユニコン 代表取締役社長 山田 良治 島根県松江市東朝日町29

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の収容台数

( 変更前 ) 139台

( 変更後 ) 141台

イ 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

( 変更前 ) 4 箇所

( 変更後 ) 2 箇所

(4) 変更の年月日

平成19年 5月25日

2 届出年月日

平成19年 5月 1日

3 届出及び添付書の縦覧場所

松江市産業経済部商工課 ( 島根県松江市末次町86 )

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 ( 団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 )

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること

島根県告示第429号

国土調査法 ( 昭和26年法律第180号 ) 第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期    | 成 果 の 名 称 |       | 調査を行った地域 | 認証年月日       |
|------------|-------------|-----------|-------|----------|-------------|
|            |             | 地 籍 図     | 地 籍 簿 |          |             |
| 江津市        | 平成16年度～18年度 | 17枚       | 1冊    | 平田 7 - 1 | 平成19年 5月 2日 |
| 江津市        | 平成17年度～18年度 | 32枚       | 1冊    | 平田 8     | 平成19年 5月 2日 |

島根県告示第430号

二級河川三隅川水系三隅川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法 ( 昭和24年法律第193号 ) 第14条第 3 項及び水防法施行規則 ( 平成12年建設省令第44号 ) 第 2 条第 1 項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第431号

二級河川下府川水系下府川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第432号

二級河川静間川水系静間川及び三瓶川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び県央県土整備事務所大田事業所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づき、平成19年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成19年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習の対象者

- (1) 平成18年4月1日以降に危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった危険物取扱者（平成17年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成16年4月1日から平成17年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

- (1) 2(1)に該当する者

| 科 目            | 時 間              |
|----------------|------------------|
| 危険物関係法令に関する事項  | 9時00分から10時00分まで  |
| 危険物の火災予防に関する事項 | 10時00分から12時00分まで |

- (2) 2(2)に該当する者

| 科 目            | 時 間              |
|----------------|------------------|
| 危険物関係法令に関する事項  | 13時00分から14時00分まで |
| 危険物の火災予防に関する事項 | 14時00分から16時00分まで |

## 4 講習の期日及び場所等

## (1) 2(1)に該当する者

| 月 日       | 開 催 地 | 会 場             |
|-----------|-------|-----------------|
| 6月27日(水)  | 隠岐の島町 | 隠岐島文化会館         |
| 7月6日(金)   | 松江市   | テクノアークしまね       |
| 7月20日(金)  | 出雲市   | 出雲市民会館          |
| 8月9日(木)   | 益田市   | ジャストホール         |
| 8月10日(金)  | 浜田市   | サンマリン浜田         |
| 8月29日(水)  | 安来市   | 島根県東部地域職業訓練センター |
| 9月12日(水)  | 雲南市   | 三刀屋町文化体育館アスパル   |
| 10月24日(水) | 大田市   | あすてらす           |
| 11月21日(水) | 松江市   | テクノアークしまね       |

## (2) 2(2)に該当する者

| 月 日       | 開 催 地 | 会 場             |
|-----------|-------|-----------------|
| 6月26日(火)  | 隠岐の島町 | 隠岐島文化会館         |
| 7月6日(金)   | 松江市   | テクノアークしまね       |
| 7月20日(金)  | 出雲市   | 出雲市民会館          |
| 8月9日(木)   | 益田市   | ジャストホール         |
| 8月10日(金)  | 浜田市   | サンマリン浜田         |
| 8月29日(水)  | 安来市   | 島根県東部地域職業訓練センター |
| 9月12日(水)  | 雲南市   | 三刀屋町文化体育館アスパル   |
| 10月24日(水) | 大田市   | あすてらす           |
| 11月21日(水) | 松江市   | テクノアークしまね       |

## 5 受講申請

## (1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター各事務所

## (2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請」と朱書きすること。

## (3) 受付期間

各開催日10日前まで

## (4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けること。

## 6 問合せ先

〒690 - 8501

松江市殿町 1 島根県庁 7 F

島根県危険物保安協会連合会

(電話0852-22-6752)

### 教育委員会公告

平成20年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成19年5月15日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

1 目的

この試験は、平成20年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 出願資格

次の(1)及び(2)に該当する者が出願できます。

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

(2) 次表に定める募集種別・募集教科(科目等)の教員免許状等資格及び年齢等資格を有する者

| 区分  | 募集種別        | 募集人数         | 募集教科(科目等)                                    | 教員免許状等資格  | 年齢等資格  |
|-----|-------------|--------------|--|---|--|
|     | 小学校<br>教諭   | 25人程度        |  | 小学校教諭の普通免許状所有者  | 昭和48年4月2日以降の出生者<br>国公立の小・中・高・特別支援学校(平成18年度までの特殊教育諸学校を含む)の教諭(正式採用)として勤務中の者又は勤務したことのある者は、昭和38年4月2日以降の出生者   |
|     | 中学校<br>教諭   | 28人程度        | 国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭              | 中学校教諭の普通免許状所有者  |  |
|     | 小学校<br>教諭   | 25人程度        |  | 小学校教諭の普通免許状所有者  | 昭和48年4月2日以降の出生者で、石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡)又は隠岐地域(隠岐郡)に限って勤務できる者  |
|     | 中学校<br>教諭   | 12人程度        | 国語、社会、数学、理科、英語、音楽、保健体育                       | 中学校教諭の普通免許状所有者  |  |
|     | 小・中学校<br>教諭 | 5人程度(区分+の内数) | 小学校  | 小学校教諭の普通免許状所有者  | 以下の要件をすべて満たす者<br>昭和38年4月2日以降の出生者<br>国公立の小・中・高・特別支援学校(平成18年度までの特殊教育諸学校を含む)の教諭(正式採用)としての勤務中の者又は勤務したことのある者で、平成20年3月末現在で1年以上の勤務経験を有する者<br>石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡)又は隠岐地域(隠岐郡)に限って勤務できる者 |
| 中学校 |             |              | 中学校教諭の普通免許状所有者                               |   |  |
|     | 教諭          |              | 国語、地理歴史、数学、理科(物理・化学)、英語、保健体育、農業、工業(建築)、商業、福祉 | 高等学校教諭の普通免許状所有者<br>「地理歴史」については、高等学校教諭の普通免許状「社会」所有者も出願可<br>「福祉」については、「福祉」及び「家庭」の |  |

|                            |                      |                     |                       |   |  |  |
|----------------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|---|--|--|
| 高<br>等<br>学<br>校           | 教 諭<br>(特別免<br>許状)   | 22人程度               | 農 業、工 業 ( 建<br>築)、商 業 | 高等学校教諭の普通免許<br>状所有者   | 昭和48年 4月2日以降の出生<br>者<br>農業、工業、商業、福祉の各<br>教科(科目等)については、<br>昭和38年 4月2日以降の出生<br>者   |  |
|                            | 助 教 諭<br>(臨時免<br>許状) |                     |                       | 工業(建築)  |  | 高等学校教諭の普通免許<br>状を有しない者で、大学<br>(建築)の正規の課程<br>(教員の免許状授与の所<br>要資格を得させるための<br>大学の課程認定を受けた<br>ものに限る)を卒業又は<br>平成20年 3月末までに卒<br>業見込の者で、工業の関<br>係科目について58単位以<br>上を修得又は修得見込の<br>者 |
| 特<br>別<br>支<br>援<br>学<br>校 | 教 諭                  | 20人程度               | 小学<br>部               | 盲学校、聾学校、養護学<br>校又は特別支援学校教諭<br>の普通免許状所有者で、<br>かつ小学校教諭の普通免<br>許状所有者 | 昭和48年 4月2日以降の出生<br>者<br>国公立の小・中・高・特別<br>支援学校(平成18年度までの<br>特殊教育諸学校を含む)の教<br>諭(正式採用)として勤務中<br>の者又は勤務したことのある<br>者は、昭和38年 4月2日以降<br>の出生者   |  |
|                            |                      |                     | 中学<br>部               | 技術  |  | 盲学校、聾学校、養護学<br>校又は特別支援学校教諭<br>の普通免許状所有者で、<br>かつ当該教科の中学校教<br>諭の普通免許状所有者   |
|                            |                      |                     | 中学・<br>高等部            | 国語、社会・地<br>理歴史、数学、<br>理科、英語、音<br>楽、美術、保健<br>体育、家庭                 |  | 盲学校、聾学校、養護学<br>校又は特別支援学校教諭<br>の普通免許状所有者で、<br>かつ当該教科の中学校及<br>び高等学校教諭の普通免<br>許状所有者   |
|                            |                      |                     | 高等<br>部               | 農業  |  | 盲学校、聾学校、養護学<br>校又は特別支援学校教諭<br>の普通免許状所有者で、<br>かつ当該教科の高等学校<br>教諭の普通免許状所有者  |
| 特<br>別<br>支<br>援<br>学<br>校 | 教 諭                  | 3人程度<br>(区分<br>の内数) | 小学<br>部               | 盲学校、聾学校、養護学<br>校又は特別支援学校教諭<br>の普通免許状所有者で、<br>かつ小学校教諭の普通免<br>許状所有者 | 以下の要件をすべてみたす者<br>昭和38年 4月2日以降の出生<br>者<br>国公立の小・中・高・特別<br>支援学校(平成18年度までの<br>特殊教育諸学校を含む)の教<br>諭(正式採用)として勤務中<br>の者又は勤務したことのある<br>者で、平成20年 3月末現在で<br>1年以上の勤務経験を有する<br>者<br>石見地域(大田市・江津市・<br>浜田市・益田市・邑智郡・鹿<br>足郡)に限って勤務できる者 |  |
|                            | 養護教諭                 | 11人程度               |                       | 養護教諭の普通免許状所<br>所有者  | 昭和48年 4月2日以降の出生<br>者   |  |

|    |                                     |             |  |  |                 |
|----|-------------------------------------|-------------|--|--|-----------------|
|    | 栄養教諭                                | 5人程度        |  | 栄養教諭の普通免許状所有者  | 昭和48年4月2日以降の出生者 |
| XI | 教諭・助教諭・養護教諭・栄養教諭（身体に障害のある者を対象とした選考） | 若干名（区分～の内数） |  | 以下の要件をすべてみたす者<br>採用を希望する区分の教員免許状等資格を有する者<br>採用を希望する区分の年齢等資格を有する者<br>身体障害者手帳の交付を受けている者<br>自力で通勤が可能な者<br>介助者なしで教員として職務の遂行が可能な者 |                 |

- 備考 ・教員免許状等資格の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状に限ります。
- ・平成20年3月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。
  - ・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、上表募集種別欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」と読み替えます。

3 出願手続

(1) 出願期間

平成19年5月22日（火）から6月1日（金）まで

ただし、郵送の場合は、平成19年5月31日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

持参の場合の受付時間は、月～金曜日の9時から17時とします。

郵送、持参いずれの場合も、別添の専用封筒を使用してください。

(2) 願書等の提出先 〒690 - 8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁義務教育課

(3) 留意事項

ア 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に 印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

イ 区分 、 、 は、勤務地域を石見地域又は隠岐地域の小学校又は中学校に限定して募集するものです。石見地域又は隠岐地域のいずれかを出願時に指定してください。

ウ 区分 高等学校教諭（特別免許状）の出願者については、社会的実務経験に関する書類の提出が必要です。このことについては、後日担当者が連絡します。

エ 区分XIの出願者は、出願時に採用を希望する区分 ~ のいずれかを指定してください。同出願者については、障害の程度に応じて、試験の一部の免除を行う場合があります。

オ 書類不備のものは受け付けません。

(4) 提出書類

| 提 出 書 類 等 |  | 部 数 |
|-----------|--|-----|
| 願 書       | 本県所定の用紙（D - 1）を使用すること。（記入例はB - 1～2）  | 1   |
| 基本データ入力票  | 本県所定の用紙（E - 1）を使用すること。（記入例はC - 1～6）  | 1   |
| 受 験 票     | 本県所定の用紙（F - 1）を使用すること。   | 1   |
| 連 絡 用 封 筒 | のり付（両面テープ貼付可）封筒角形2号（33.2cm×24.0cm）に410円分の切手を貼付すること。<br>2部（受験票送付用と第1次試験結果の通知用）とも封筒の表に、郵便番号、住所、氏名（「様」をつける）を明記すること。 | 2   |

4 選考試験

(1) 第1次試験

- ア 期日及び会場
- 筆記試験等

期 日・平成19年 7月21日(土)  
 会 場・島根県立松江北高等学校 松江市奥谷町164  
 ・島根県立松江商業高等学校 松江市浜乃木 8丁目 1 - 1

面接試験

期 日・平成19年 7月21日(土)・22日(日)・23日(月)  
 会 場・くにびきメッセ(島根県立産業交流会館) 松江市学園南 1丁目 2 - 1  
 期日、会場については、受験票送付の際に通知します。

イ 試験内容等

|      |          |                      |      |                 |     |
|------|----------|----------------------|------|-----------------|-----|
| 試験日  | 7月21日(土) |                      |      | 7月22日(日)・23日(月) |     |
|      | 区分       | 筆 記                  |      |                 | 面 接 |
| 全出願者 |          | 教育公務員として必要な一般教養や教職教養 | 適性検査 | 小論文             |     |

携行品については、受験票送付の際に通知します。

ウ 試験結果の通知

試験の結果については、平成19年 8月10日(金)午前 9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて義務教育課ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoiiku/>)に掲載します。

(2) 第 2 次試験

ア 期日及び会場 平成19年 9月 2日(日)～ 9日(日)の予定です。詳細は第 1 次試験結果の通知の際に連絡します。

イ 試験内容等

|            |  |  |  |           |              |     |
|------------|--|--|--|-----------|--------------|-----|
| 内容         | 筆 記  |  |  | 適 性 検 査   | 面 接          | 実 技 |
|            | 区分   |  |  |           |              |     |
| 及びの小学校全受験者 | 小学校教諭として必要な専門的知識や教養  |  |  | 模 擬 授 業 等 | 水泳実技<br>音楽実技 |     |
| 及びの中学校全受験者 | 中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養  |  |  |           |              |     |
| の全受験者      | 高等学校教諭として必要な各教科(科目)の専門的知識や教養<br>理科(物理・化学)受験者については、理科全般及びそれぞれの科目の専門的知識や教養<br>福祉受験者については、福祉及び家庭の専門的知識や教養 |  |  |           |              |     |
| 小学部        | 小学校教諭として必要な専門的知識や教養  |  |  |           |              |     |
| 中学         | 中学校教諭として必要な各教科の専門的知識   |  |  | 技 術 実 技   |              |     |

|             |                            |                        |                            |   |          |   |
|-------------|----------------------------|------------------------|----------------------------|---|----------|---|
| 及び<br>の全受験者 | 部<br>中学・高等部                | 特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養 | や教養                        | 査 | 接        | 理科受験者は、理科実技<br>英語受験者は、英会話<br>音楽受験者は、音楽実技<br>美術受験者は、美術実技<br>家庭受験者は、家庭実技<br>保健体育受験者は、保健体育実技 |
|             | 高等部                        |                        | 中・高等学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養 |   |          |   |
| の全受験者       |                            | 養護教諭として必要な専門的知識や教養     |                            |   | ロールプレイング | 養護に関する実技  |
| の全受験者       |                            | 栄養教諭として必要な専門的知識や教養     |                            |   | 模擬授業等    |   |
| XIの全受験者     | 出願時に指定した採用を希望する区分 ~ の内容を実施 |                        |                            |   |          |   |

(3) その他

ア 第2次試験受験者には身体検査として、健康診断書の提出を求めます。

イ 第2次試験受験者には、第2次試験日までに次の書類の提出を求めます。

| 提出書類等                |   | 部数 |
|----------------------|---|----|
| 教員免許状の証明書等           | (免許状所有者)<br>所有するすべての普通免許状(願書に記入したもの)の授与証明書。<br>なお、免許状記載の氏名に変更がある場合には、それを証明する書類を添付すること。<br>(免許状取得見込者)<br>平成20年3月卒業予定者は、その大学の発行する免許状取得見込証明書。<br>通信教育受講者等は、免許取得可能であることを証明する書類(履修証明書等)。 | 1部 |
| 学校図書館司書教諭の講習の修了証書の写し | <u>現に学校図書館司書教諭の資格を有する者のみ</u> 、文部科学大臣が授与した修了証書の写し(コピー)。<br>なお、修了証書取得見込の者は、平成20年3月末までに修了証書の写しを提出すること。   | 1部 |

5 第1次試験免除の取扱

(1) 区分 又は の出願資格を有する者で、現に国公立の小・中・高・特別支援学校の教諭(正式採用)として勤務中の者は、第1次試験を免除します。

(2) 各区分の出願資格を有し、平成19年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験において、第3次試験をすべて受験した者は、第1次試験を免除します。

6 採用候補者名簿登載等

(1) 選考試験の成績及び提出された書類等により教員採用候補者を選考し、平成20年度島根県公立学校教員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。この場合、出願した区分と異なる区分に登載することがあります。

(2) 採用候補者の選考にあたっては、スポーツ、芸術、学術、国際貢献等、特に優れた実績・資格等を有していることを考慮します。

(3) 中学校教諭採用候補者の選考にあたっては、中学校の複数教科の普通免許状を所有していることを考慮します。

(4) 高等学校教諭採用候補者(英語)の選考にあたっては、「中国語」、「朝鮮語」、「韓国語」の普通免許状を所有

していることを考慮します。

- (5) 高等学校教諭採用候補者の選考にあたっては、「情報」の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (6) 特別支援学校教諭採用候補者の選考にあたっては、複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していることを考慮します。
- (7) 教諭採用候補者の選考にあたっては、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有（平成20年3月末までに修了証書取得見込の者も所有者とみなします。）していることを考慮します。
- (8) 登載の結果については平成19年10月2日（火）午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、第2次試験の途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。あわせて、義務教育課ホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoku/>）に掲載します。
- (9) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成21年4月1日までとします。
- (10) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。
- (11) 上記考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。
- (12) 名簿に登載された区分の校種と異なる校種に配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (13) 区分 高等学校教諭（特別免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し特別免許状の授与を受ける必要があります。
- (14) 区分 高等学校助教諭（臨時免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（3年）内に「職業指導」等の単位を取得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (15) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に 印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

#### 7 その他

- (1) 受験票が平成19年6月29日（金）までに届かない場合は連絡してください。
- (2) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

島根県教育庁義務教育課 ☎ (0852) 22 - 5422

島根県教育庁高校教育課 ☎ (0852) 22 - 5411

- (3) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届けてください。ただし、出願種別、教科等の変更はできません。
- (4) 提出書類については、一切返却しません。

この要項に、添付してある書類は、以下のとおりです。

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| ・選考試験願書の記入例（B - 1 ~ 2）   | ・受験票（F - 1）  |
| ・基本データ入力票の記入例（C - 1 ~ 6） | ・専用封筒        |
| ・願書用紙（D - 1）             | ・受験者のみなさんへ   |
| ・基本データ入力票（E - 1）         | ・石見・隠岐地域限定採用 |

雑

報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定に基づき公示する。

平成19年 5月15日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
- (2) 乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成19年8月19日(日) 午前の試験 8時30分から  
 午後の試験 12時45分から

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

3 受講手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)

(2) 受験願書受付期間

平成19年6月21日から7月5日まで(郵送の場合は、7月5日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円  
 乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、東部・西部県民センター(事務所)、各消防本部

(2) 郵送により請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882  
 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階  
 財団法人消防試験研究センター島根県支部  
 電話0852-27-5819

正

誤

平成19年4月24日付け島根県告示第1,873号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所              | 誤    |      | 正     |      |
|-----|-----------------|------|------|-------|------|
| 5   | 島根県告示第1,873号の表中 | 6月7日 | 19時~ | 6月18日 | 19時~ |